

2020 年度自治体キャラバン要請・懇談事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 貴自治体が実施した独自施策や国・県制度の上乗せ給付等を明らかにすること。
- ② 特別定額給付金の給付数、給付率及び給付事務の委託費用を明らかにすること。
- ③ コロナ禍の下で公共料金の滞納が増加しています。水道、電気・ガスなどのライフラインの停止は、「生活困窮・貧困」問題として捉え、支援策を協議し援助すること。
- ④ 各自治体に新型コロナウイルス感染症対策の生活・医療・介護等の総合相談窓口を設けること。
- ⑤ 介護事業所でクラスターが発生した際、行政としてその後の介護サービスが継続して提供できるよう「応援体制」など必要な措置を講ずること。
- ⑥ 国の施策である国保、後期高齢者医療、介護などの保険料の減免、年金保険料の免除・納入猶予などが活用されるよう周知すること。

2. 福祉医療費助成制度に関する要請事項

- ① 山口県に対して、無料制度の復元と助成内容の拡充を強く求めること。
- ② 患者負担の無料制度を維持・継続・拡充すること。
- ③ 福祉医療費助成制度を国の制度とするよう求めること。
- ④ 市町独自のこども医療費助成制度に関して、対象年齢の引き上げなど、さらなる改善充実をはかること。

3. 国民健康保険制度に関する要請事項

- ① だれもが払える保険料となるよう応能負担を原則とする保険料率とすること。基金の活用や一般会計からの繰り入れなどによって国保料を引き下げること。
- ② 国に対して国保料の助成を大幅に増額するよう求めること。
- ③ 保険料の滞納については、被保険者の生活実態を十分に配慮し、機械的・強権的な徴収や差押えは行わないこと。滞納市民に寄り添い、生活再建を視野に、総合的な支援をおこなうこと。
- ④ 子どもの保険料(税)に係る「均等割り」を撤廃すること。
- ⑤ 国保料の減免制度の拡充を行うこと(国保法 77 条)。生保基準所得の 1.5 倍まで国保料の申請減免制度を認めること。
- ⑥ 国保料窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)を拡充すること。保険料の窓口負担軽減の適用を恒常的な低所得者(生保基準の 1.5 倍)まで拡大すること。
- ⑦ 資格証明書や短期保険証の発行は行わないこと。

4. 地域医療に関する要請事項

- ① 厚生労働省が「再検証」を求めた公立・公的病院再編について、貴自治体に該当する病院の現状や課題・展望を明らかにすること。

5. 介護保険制度に関する要請事項

- ① 要介護 1.2.の生活援助サービスを介護保険給付から、市町の裁量で実施する「総合事業」に移すことが検討されており、移行された場合の影響についてお聞かせください。
- ② ケアプランのA I 化や作成費用の介護者本人負担が検討されていることについてご意見をお聞かせください。
- ③ 重度化予防のための取組みをお聞かせください。

6. その他の社会福祉施策について

- ① 民法改正施行に伴う、公営住宅の家賃保証に係る極度額設定や連帯保証人について改正内容をお聞かせください。